学 術 指 導 契 約 書

公立大学法人大阪（以下「甲」という。）と■■■■■■■■（以下「乙」という。）は、下記契約項目表に記載の学術指導（以下「本学術指導」という。）を実施するに当たり、次の各条のとおり学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

契約項目表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **1.指導題目** |  | | |
| **2.指導目的** |  | | |
| **3.指導内容** |  | | |
| **4.指導実施場所** | 大阪公立大学大学院　▲▲研究科 | | |
| **5.指導期間** | ■■年■月■日～■■年■月■日 | | |
| **6.指導担当者** | 氏名 | | 所属・職名 |
|  | |  |
| **7.指導料（内税）** | 直接経費 | 円 | |
| 間接経費 | 円 | |
| 合計 | 円 | |
| **8.特記事項** |  | | |

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

■■年■月■日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （甲） | 大阪市城東区森之宮一丁目６番85号３階 | |
|  |  | 公立大学法人大阪 | |
|  |  | 理事長　　　　　福島　伸一 | 印 |
|  | | | |
|  | | | |
|  | （乙） | [所在地] | |
|  |  | [法人名] | |
|  |  | [肩　書]　　　　[代表者氏名] | 印 |
|  | | | |
|  | | | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  |  |

ｄ

（定義）

第１条　本契約において、次の各号に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1)　「学術指導」とは、乙からの委託を受け、甲の教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を乙が負担するものをいう。

(2)　「学術指導成果」とは、本学術指導の実施により得られた成果であって、本学術指導の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等を含む一切の学術的又は技術的成果をいう。

(3)　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

イ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ウ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等の著作物」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

エ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を利用する権利

オ　学術指導によって得られた試薬、材料、試料、動植物、動植物の組織、細胞株、菌株、微生物体、核酸、タンパク質、脂質、糖質、遺伝子、試作品等、若しくは実験装置で、学術的又は財産的価値を有するもの、及び各種指導成果情報を記録した電子記録媒体、紙記録媒体等（指導成果普及品等として別途定めたものを除く。以下「成果有体物」という。）及びそれを使用する権利

２　本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、ノウハウの対象となるものについては案出、並びに成果有体物の対象となるものは創作をいう。

３　本契約において「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における上記権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

４　本契約において「指導担当者」とは、本学術指導に従事する甲に属する者であって、本契約に記載の契約項目表（以下「契約項目表」という。）に掲げる者をいう。

（学術指導の内容等）

第２条　本学術指導の題目、目的、内容その他の学術指導に関し必要な事項は、契約項目表に記載のとおりとする。

（本学術指導の終了）

第３条　本学術指導は、次の各号のいずれかの事由が生じた日（以下「本学術指導終了日」という。）に、終了するものとする。

(1)　本契約の期間満了日

(2)　本契約を期間満了前に終了させることを甲及び乙が書面により合意した日

(3)　第７条第１項又は第２項に基づき本学術指導が中止された日

(4)　第15条に基づき、本契約が解除された日

（指導の責任）

第４条　甲は、本学術指導を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った被害については、乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

（指導料の負担）

第５条　乙は、契約項目表に掲げる指導料を負担するものとする。指導料は、指導料の15％に相当する間接経費及び消費税を含めたものとする。

（指導料の支払）

第６条　乙は、契約項目表に掲げる指導料を、甲の発する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに甲の指定する銀行口座に振り込まなければならない。なお、当該振込に係る手数料は、乙の負担とする。

２　乙は、乙が前項に規定される支払期限までに前項の指導料を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年３％の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

（学術指導の中止又は期間の延長）

第７条　本学術指導遂行上、やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本学術指導を中止し、又は指導期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、その責めを負わないものとする。

２　甲は、甲の指導担当者等の退職又は他機関への異動により、本学術指導の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本学術指導を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、その責めを負わないものとする。

３　本学術指導に係る指導期間、指導料及び大幅な指導内容に関して変更がある場合は、甲乙協議の上、学術指導変更契約を締結するものとする。

（指導の完了又は中止等に伴う指導料の取扱い）

第８条　本学術指導を完了し、又は前条の規定により本学術指導を中止した場合において、第６条の規定により支払われた指導料に不用が生じた場合は、乙は、甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は、乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

２　甲は、前条に基づく指導期間の延長により、支払われた指導料に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は、甲と協議の上、不足する指導料の取扱いを決定するものとする。

（知的財産権の取り扱い）

第９条　甲乙共に本契約の締結に基づく情報の提供や開示については、当該情報の所有権の移転、又は 当該情報に係る知的財産権（特許権、及び著作権等）の譲渡、実施、若しくは使用の許諾等を伴うものではないことを確認する。

２　甲乙共に本学術指導の実施に伴う発明等の知的財産権（特許権、及び著作権等）の発生が想定されないものであることを確認する。

３　前項の規定にもかかわらず、本学術指導の実施によって発明等が生じたときは、当該発明等の知的財産権の取扱い等（その帰属及び出願等を含む。）に関し、別途、甲乙協議によりこれを決定するものとする。

（情報の開示または提供)

第10条　乙は、本学術指導の実施に必要な情報、試料、資料等（以下「資料等」という。）を甲に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

２　甲は、前項により提供された資料等（消費されたものを除く。）を、本学術指導完了後、乙の指示に従い返還又は廃棄するものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条　甲及び乙は、相手方から開示された「個人情報」については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条（安全管理措置）の定めにより、取り扱う個人データの漏えい、滅失、又は毀損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切に措置を講じるものとする。本条でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）

(2)　個人識別符号が含まれるもの

２　甲及び乙は、前項に定める個人情報を第三者に預託、提供又は開示し、本学術指導の目的以外に使用、複製又は改変等を行ってはならない。

３　甲及び乙は、第１項に定める個人情報を、本学術指導の終了後又は解約後、速やかに相手方に返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第12条　本契約において「秘密情報」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　本学術指導の結果得られた学術指導成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物又は有形無形を問わず、甲及び乙の当事者間で秘密情報として取り決め書面により確認されたもの

(2)　相手方より秘密である旨の表示がなされた書類・図面・写真・試料・サンプル・電子媒体等により開示された情報

(3)　相手方より秘密であることを告げられた上で口頭によって開示され、かつ開示後15日以内にその要旨を書面で交付された情報

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外される。

(1)　開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2)　開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報

(3)　開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

(5)　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6)　秘密情報から除外することにつき、書面により事前に相手方の同意を得た情報

３　甲及び乙は、本学術指導の実施に当たり、秘密情報について指導担当者等以外に開示・漏えいしてはならない。

４　甲及び乙は、秘密情報について、当該指導担当者等がその所属を離れた後も含め本条に規定する秘密保持義務を、当該指導担当者等に対し負わせるものとする。

５　第３項の規定にかかわらず、甲及び乙は、指導担当者等以外の秘密情報を知る必要のある甲及び乙それぞれの役職員に対して、当該役職員がその所属を離れた後も含め本条に規定する秘密保持義務を遵守する義務を課した上で、秘密情報を開示することができる。

６　甲及び乙は、秘密情報について、書面による相手方の事前の同意を得ることなく、第三者に開示・漏えいしてはならない。

７　甲及び乙は、秘密情報を本学術指導以外の目的に使用してはならない。

８　第３項から第７項の有効期間は、本学術指導期間中及び本学術指導終了日の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議の上この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（学術指導成果の公表）

第13条　甲は、学術指導成果を学術発表に用いることができ、学術発表の自由を制限されない。ただし、前条に基づき甲が秘密保持義務を負う乙の情報が含まれる場合は、甲は、事前に乙と発表内容及び時期等につき協議し、乙の同意を得るものとする。

（免責）

第14条　本学術指導に基づいた乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為によって乙に損害が発生した場合でも、甲は、乙に対し、一切の責任を負わないものとし、また、これらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（契約の解除）

第15条　甲は、乙が、第５条に規定する乙が負担するとされた指導料を第６条に定める支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

(1)　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。

(2)　相手方が本契約に違反したとき。

３　甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解約することができる。

(1)　監督官庁より営業の取消し又は停止の処分を受けたとき。

(2)　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

(3)　銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥ったとき。

(4)　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5)　解散の決議をしたとき。

（反社会的勢力の排除）

第16条　乙は、甲に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると甲が判断した場合、乙は、甲の求めに応じてその調査に協力し、甲が必要とする資料を提出しなければならない。

３　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1)　反社会的勢力に該当すると認められるとき。

(2)　相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。

(3)　相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4)　相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(5)　相手方又は相手方の役員若しくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6)　自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

４　甲が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償するものとする。

（損害賠償）

第17条　甲及び乙は、相手方による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときは、その賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に故意又は重大な過失が認められない場合は、この限りでない。

（契約の有効期間）

第18条　契約項目表に定める指導期間をもって本契約の有効期間とする。

２　本契約の失効後も、第９条の規定はなお２年間有効に存続し、第５条、第６条、第８条、第12条から第14条まで、第20条及び第22条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（契約譲渡の禁止）

第19条　甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。

（名義等の使用の禁止）

第20条　甲及び乙は、相手方の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章等を自社の製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。なお、相手方の役員又は職員（甲の指導担当者等を含む。）の氏名等を使用する場合についても、同様とする。

（協議）

第21条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第22条　本契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）